

○群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成二十五年八月三十日規則第五十七号

改正

平成二十六年十月 十七日規則第六十四号

平成二十七年二月二十七日規則第 八号

平成二十九年三月二十八日規則第 十五号

平成三十一年三月 五日規則第 四号

令和 元年五月 十四日規則第 一号

令和 元年六月二十八日規則第 十一号

令和 三年二月二十四日規則第 十六号

令和 四年三月三十一日規則第三十一号

令和 五年三月三十一日規則第四十三号

令和 七年三月三十一日規則第 四十号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成二十五年群馬県条例第四十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(土壌基準)

第三条 条例第六条の土壌基準は、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。この場合において、当該土壌基準は、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(国又は地方公共団体に準ずる団体)

第四条 条例第八条第一項第二号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により認可された土地改良区、同法第七十七条第二項の規定による認可を受けた土地改良区連合並びに同法第九十五条第一項の規定による認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農

地利用集積団滑化団体、農地中間管理機構及び同法第三条に規定する資格を有する者

三 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定により知事の認可を受けた者、同法第十四条第一項の規定により設立された土地区画整理組合及び同法第五十一条の二第一項に規定する認可を受けた株式会社

四 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）に規定する地方住宅供給公社

五 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項の規定により設立された土地開発公社

六 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

七 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人

八 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）に規定する日本下水道事業団

九 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、地方公共団体に準ずる者と知事が認めたもの

2 前項第九号の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 法人の登記事項証明書

三 土壌の汚染の防止を適確に行うことができることを証する書類

四 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類

（法令等の規定に基づく土砂等による埋立て等）

第五条 条例第八条第一項第三号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。

一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の認可を受けた採取計画（同法第三十三条の五第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。）に係る岩石採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該岩石採取場の区域における埋立て等

二 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の認可を受けた採取計画（同法第二十条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。）に係る砂利採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該砂利採取場の区域における埋立て等

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項の許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第十五条第一項の許可を受けた産業廃棄物処理施設にお

ける覆土又は覆土のために当該一般廃棄物処理施設内及び当該産業廃棄物処理施設内において
行う土砂等による埋立て等

(土砂等の搬入計画の届出を要しない土砂等による埋立て等)

第六条 条例第八条第一項第五号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。

- 一 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
- 二 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土砂等による埋立て等

(土砂等の搬入計画の届出)

第七条 条例第八条第二項の届出書は、埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書（別記様式第二号）とする。

2 条例第八条第三項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 埋立等区域 の位置を示す図面
- 二 埋立等区域 の付近の見取図
- 三 条例第八条第一項の規定による届出をしようとする者（以下「届出者」という。）が個人である場合にあっては、届出者の住民票の写し
- 四 届出者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書
- 五 埋立等区域 の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する地図の写し又は同条第四項に規定する地図に準ずる図面の写し
- 六 埋立等区域 の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- 七 埋立等区域 の計画平面図及び計画断面図
- 八 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
- 九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第八条 削除

(土砂等の搬入計画の変更の届出)

第九条 条例第十条第一項の規定による変更の届出をしようとする者（以下「変更届出者」という。）は、埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書（別記様式第六号）に第七条第二項各号で定める書類のうち変更に係る事項に関するものを添えて、知事に提出しなければならない。

2 条例第十条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 埋立等事業の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）

二 条例第八条第二項第五号の埋立等区域 に搬入する土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）

3 条例第十条第二項の規定による届出は、埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

一 搬入計画の届出をした者の氏名又は住所の変更の場合にあっては、住民票の写し

二 法人の名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名の変更の場合にあっては、法人の登記事項証明書

4 条例第十条第三項の規定による届出は、埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

一 承継した者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 被相続人との続柄を証する書類

ロ 承継した者の住民票の写し

ハ その他知事が必要と認める書類

二 承継した者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 合併契約書又は分割契約書の写し

ロ 法人の登記事項証明書

ハ 吸収合併又は吸収分割により事業の全部を承継した法人にあっては、現に行っている事業の概要を説明する書類

ニ その他知事が必要と認める書類

（土砂等の搬入の事前届出）

第十条 条例第十一条第一項の規則で定める土砂等の数量は、五千立方メートルとする。

2 条例第十一条第一項の規定による届出は、土砂等搬入届出書（別記様式第八号）を提出して行うものとする。

3 条例第十一条第二項の規則で定める埋立等区域 に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等が性状基準に適合していることを証する書面は、土砂等を排出する場所の管理者が発行する土砂等排出元証明書（別記様式第九号）によるものとする。

4 条例第十一条第二項の規則で定める埋立等区域 に搬入しようとする土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面は、搬入しようとする土砂等の土壌検査の試料を採取した地点の

位置図及び現場写真、検体試料採取調書（別記様式第十号）並びに計量士（計量法（平成四年法律第五十一号）第二百二十二条第一項の規定により登録された者であつて、計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第五十条第一号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。第十八条第一項第二号において同じ。）が発行した土壤検査証明書（別記様式第十一号。第十八条第一項第一号において単に「土壤検査証明書」という。）とする。

5 前項の搬入しようとする土砂等の土壤検査は、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。

6 条例第十一条第二項第二号の規則で定める法令等は、次の各号に掲げるものとする。

一 採石法

二 砂利採取法

7 条例第十一条第二項第二号の規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等であることを証する書面は、土砂等に係る売渡し・譲渡証明書（別記様式第十二号）又はこれに準ずる書面とする。

（性状基準）

第十一条 条例第十一条第二項の性状基準は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）別表第一上欄に掲げる第一種建設発生土、第二種建設発生土又は第三種建設発生土（これらにセメント、石灰等を混合し、化学的安定処理をしたものを除く。）に該当する性状であるものとする。

（埋立等事業の完了等の届出）

第十二条 条例第十二条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出して行うものとする。

一 埋立等事業を完了したとき 埋立等事業完了届出書（別記様式第十三号）

二 埋立等事業を廃止し、又は休止したとき 埋立等事業廃止（休止）届出書（別記様式第十四号）

三 休止した埋立等事業を再開しようとするとき 埋立等事業再開届出書（別記様式第十五号）

2 前項第一号及び第二号の届出書には、埋立等区域の出来形に関する図面（前項第二号の届出書にあつては、埋立等区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出を防止するために必要な措置に関する図面を含む。）を添えなければならない。

第十三条から第十五条まで 削除

(埋立等区域内土壌検査)

第十六条 搬入計画の届出をした者は、次の各号に掲げる日から起算して六月を経過する日又は次の各号に掲げる日から計算して埋立等区域に搬入した土砂等の数量が五千立方メートル（土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われていない県内の土地から排出され、又は採取された土砂等であって土壌基準に適合するものと知事が認めたものについては、一万立方メートル）を超える日のいずれか早い日（以下「検査基準日」という。）をもって、条例第十七条第一項に規定する土壌検査（埋立等区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「埋立等区域内土壌検査」という。）を行う義務を負うものとする。

一 埋立等区域 へ土砂等の搬入を開始した日

二 前回の検査基準日

2 搬入計画の届出をした者は、埋立等事業を完了し、廃止し、若しくは休止したとき又は埋立等事業の期間が満了したときは、前項の規定にかかわらず、それらの日をもって、埋立等区域内土壌検査を行う義務を負うものとする。

3 埋立等区域内土壌検査のための試料は、知事の指定する職員の立会いの上、これを採取しなければならない。

4 埋立等区域内土壌検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 埋立等区域内土壌検査は、次の表の上欄に掲げる埋立等区域の面積に応じ、当該埋立等区域をそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上の区域に等分して行うこと。

一ヘクタール未満	二
一ヘクタール以上二ヘクタール未満	三
二ヘクタール以上三ヘクタール未満	四
三ヘクタール以上四ヘクタール未満	五
四ヘクタール以上五ヘクタール未満	六
五ヘクタール以上六ヘクタール未満	七
六ヘクタール以上七ヘクタール未満	八
七ヘクタール以上八ヘクタール未満	九
八ヘクタール以上九ヘクタール未満	十

九ヘクタール以上十ヘクタール未満	十一
十ヘクタール以上	十二

二 埋立等区域内土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から五メートルから十メートルまでの四地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点四地点）の土壌について行うこと。

三 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取する地点において等量とし、採取後、第一号の規定により等分された一つの区域ごとに混合し、それぞれ一つの試料とすること。

四 埋立等区域内土壌検査 は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ、別表第一の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

（水質検査）

第十七条 条例第十七条第一項に規定する排出される水の検査（以下「水質検査」という。）については、前条第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「土壌検査（埋立等区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「埋立等区域内土壌検査」という。）」とあるのは「排出される水の検査（以下この条において「水質検査」という。）」と、同条第二項及び第三項中「埋立等区域内土壌検査」とあるのは「水質検査」と読み替えるものとする。

2 水質検査は、前項の規定により読み替えて準用する前条第三項の規定により採取した試料について、別表第二の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。

（埋立等区域内土壌検査 及び水質検査の報告）

第十八条 条例第十七条第一項の規定による報告は、埋立等区域内土壌検査等報告書（別記様式第二十号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。

一 埋立等区域内土壌検査 当該埋立等区域内土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第十六条第三項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び土壌検査証明書

二 水質検査 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条

第一項の規定により読み替えて準用する第十六条第三項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び計量士が発行した水質検査証明書（別記様式第二十一号）

2 条例第十七条第一項の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 第十六条第一項の規定により行う埋立等区域内土壌検査 又は前条第一項の規定により読み替えて準用する第十六条第一項の規定により行う水質検査 第十六条第一項各号に該当する日から一月を経過する日

二 第十六条第二項の規定により行う埋立等区域内土壌検査 又は前条第一項の規定により読み替えて準用する第十六条第二項の規定により行う水質検査 知事の定める日

（書類の備置き等）

第十九条 条例第十八条第一項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

一 第九条第一項、第三項及び第四項に規定する埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書の写し

二 第十条第二項に規定する土砂等搬入届出書及びその添付書類の写し

三 前条第一項に規定する埋立等区域内土壌検査等報告書 及びその添付書類の写し

第二十条 削除

（身分証明書）

第二十一条 条例第二十四条第三項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第二十二号）によるものとする。

（知事が指定する市町村）

第二十二条 条例第二十五条第一項の知事が指定する市町村は、土砂等による埋立て等の規制に係る内容の条例を制定し、若しくは制定しようとする市町村のうち、知事が当該市町村の長と協議し、当該条例がこの条例の趣旨に即したものと認めるものとする。

2 条例第二十五条第二項の告示には、指定する市町村の名称を記載するものとする。

附 則

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第四条から第八条までの規定、別表第二の規定及び別記様式第一号から別記様式第五号までの規定 平成二十五年九月一日

二 第二十二条の規定 公布の日

附 則（平成二十六年十月十七日規則第六十四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成二十七年二月二十七日規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二十八日規則第十五号）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別記様式第二号裏面の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に行った群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第十条第四項の土壌検査、同規則第十六条第一項の特定事業区域内土壌検査及び同規則第十七条第一項において読み替えて準用する同規則第十六条第一項の水質検査については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成三十一年三月五日規則第四号）

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に行った群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第十条第四項の土壌検査、同規則第十六条第一項の特定事業区域内土壌検査及び同規則第十七条第一項において読み替えて準用する同規則第十六条第一項の水質検査については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（令和元年五月十四日規則第一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に行った群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第十条第四項の土壌検査、同規則第十六条第一項の特定事業区域内土壌検査及び同規則第十七条第一項において読み替えて準用する同規則第十六条第一項の水質検査については、なお従前の例による。

附 則（令和元年六月二十八日規則第十一号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和三年二月二十四日規則第十六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定及び別記様式第十一号の改正規定（「印」を削る部分を除く。）は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に行った群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第十条第四項の土壌検査及び同規則第十六条第一項の特定事業区域内土壌検査については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（令和四年三月三十一日規則第三十一号）

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に行った群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第十条第四項の土壌検査については、改正後の別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に土砂等の埋立て等が行われた群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成二十五年群馬県条例第四十七号。以下「条例」という。）第八条第一項に規定する特定事業区域（以下「特定事業区域」という。）又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等により埋立て等が行われた特定事業区域に係る条例第十七条第一項に規定する土壌検査については、改正後の別表第一及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の別記様式第十一号の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（令和五年三月三十一日規則第四十三号）

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

附 則（令和七年三月三十一日規則第四十号）

- 1 この規則は、令和七年五月二十六日から施行する。ただし、別表第一測定方法の欄及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、同年年四月一日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に行った群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第十条第四項の土壌検査、同規則第十六条第一項の特定事業区域内土壌検査及び同規則第十七条第一項において読み替えて準用する同規則第十六条第一項の水質検査につ

いては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

別表第一（第三条、第十条、第十六条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	日本産業規格K〇一〇二一三 十四・三、十四・四又は十四・五に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K〇一〇二一二 九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、九・四、九・五、九・六（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは九・七の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「昭和四十六年環境庁告示第五十九号」という。）付表一（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機磷(りん)	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K〇一〇二一四 七・二・一及び七・二・三に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P Nにあっては日本産業規格K〇一〇二一四 七・二・一、七・二・二・二及び七・二・五又は七・二・一及び七・二・六に定める方法（ただし、七・二・六に定める方法により測定する場合において、七・二・二のクリーンアップを行うときは、七・二・二・二に定める操作とする。）
鉛	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一〇二一三 十三・二、十三・三、十三・四又は十三・五に定める方法
六価クロム	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一〇二一三 二十四・三（二十四・三・三及び二十四・三・七を除く。）に定める方法
砒(ひ)素	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下(埋立て等を行う場所の土地利用目的が農用地（田に限る。銅の項及び別表第二備考第二号において同じ。）である場合にあつては、検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下、かつ、試料一キログラムにつき十五ミリグラム未満)	検液中濃度に係るものにあつては日本産業規格K〇一〇二一三 二十・二、二十・三、二十・四又は二十・五に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒(ひ)素の量の検定の方法を定める省令(昭和五十年総理府令第三十一号)第一条第三項及び第二条に規定する方法
総水銀	検液一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表二に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表三及び昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表一に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表四に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合にあつては、試料一キログラムにつき百二十五ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和四十七年総理府令第六十六号)第一条第三項及び第二条に規定する方法
ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方

		法
四塩化炭素	検液一リットルにつき〇・〇 〇二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一 又は五・五に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニ ル又は塩化ビニ ルモノマー)	検液一リットルにつき〇・〇 〇二ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成九年環境庁告示第十号。以下「平成九 年環境庁告示第十号」という。)付表に掲げ る方法
一・二ージクロ ロエタン	検液一リットルにつき〇・〇 〇四ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一又は五・三・ 二に定める方法
一・一ージクロ ロエチレン	検液一リットルにつき〇・一 ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方 法
一・二ージクロ ロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇 四ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、 トランス体にあつては日本産業規格K〇一 二五 五・一、五・二又は五・三・一に定め る方法
一・一・一トリ クロロエタン	検液一リットルにつき一ミ リグラム以下	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一 又は五・五に定める方法
一・一・二トリ クロロエタン	検液一リットルにつき〇・〇 〇六ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一 又は五・五に定める方法
トリクロロエチ レン	検液一リットルにつき〇・〇 一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一 又は五・五に定める方法
テトラクロロエ チレン	検液一リットルにつき〇・〇 一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一 又は五・五に定める方法
一・三ージクロ ロプロペン	検液一リットルにつき〇・〇 〇二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一に定める方 法
チウラム	検液一リットルにつき〇・〇 〇六ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五 に掲げる方法
シマジン	検液一リットルにつき〇・〇 〇三ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六 の第一又は第二に掲げる方法
チオベンカルブ	検液一リットルにつき〇・〇 二ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六 の第一又は第二に掲げる方法
ベンゼン	検液一リットルにつき〇・〇 一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方 法
セレン	検液一リットルにつき〇・〇 一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一〇二一三 二十六・二、 二十六・三又は二十六・四に定める方法
ふっ素	検液一リットルにつき〇・八 ミリグラム以下	日本産業規格K〇一〇二一二 五・二及び 五・三、五・二及び五・四(妨害となる物質 としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素 が多量に含まれる試料を測定する場合にあ つては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリ リットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十

		ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K〇一七〇一六 六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法、五・二(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。)及び五・五又は五・二及び五・六に定める方法
ほう素	検液一リットルにつき一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一〇二一三 五・二、五・五又は五・六に定める方法
一・四—ジオキサン	検液一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法

別表第三（第十七条関係）

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格K〇一〇二一三 十四・三、十四・四又は十四・五に定める方法
全シアン	日本産業規格K〇一〇二一二 九・三・二若しくは九・三・三の蒸留操作を行い、九・四、九・五若しくは九・六（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機燐	日本産業規格K〇一〇二一四 七・二・一及び七・二・三に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P Nにあっては日本産業規格K〇一〇二一四 七・二・一、七・二・二・二及び七・二・五又は七・二・一及び七・二・六に定める方法（ただし、七・二・六に定める方法により測定する場合において、七・二・二のクリーンアップを行うときは、七・二・二・二に定める操作とする。）
鉛	日本産業規格K〇一〇二一三 十三・二、十三・三、十三・四又は十三・五に定める方法
六価クロム	日本産業規格K〇一〇二一三 二十四・三（二十四・三・三及び二十四・三・七を除く。）に定める方法
砒素	日本産業規格K〇一〇二一三 二十・三、二十・四又は二十・五に定める方法
総水銀	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表二に掲げる方法
アルキル水銀	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表三に掲げる方法
P C B	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表四に掲げる方法
銅	日本産業規格K〇一〇二一三 十一・三、十一・四、十一・五又は十一・六に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	平成九年環境庁告示第十号付表に掲げる方法
一・二—ジクロロエタン	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
一・一—ジクロロエチレン	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
一・二—ジクロロエチレン	シス体にあつては日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
一・一・一—トリクロロエタン	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・一・二—トリクロロエタン	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・三—ジクロロプロペン	日本産業規格K〇一二五 五・一、五・二又は五・三・一に定める方法

チウラム	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五に掲げる方法
シマジン	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格K〇一〇二五 五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
セレン	日本産業規格K〇一〇二一三 二十六・二、二十六・三又は二十六・四に定める方法
ふっ素	日本産業規格K〇一〇二一二 五・二及び五・三、五・二及び五・四（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K〇一七〇一六 六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は五・二（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。）及び五・五に定める方法
ほう素	日本産業規格K〇一〇二一三 五・二、五・五又は五・六に定める方法
一・四—ジオキサン	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格K〇一〇二一一 十二に定める方法

備考一 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

二 この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。